

戦争法強行から5ヵ月 5 野党が党首会談 戦争法廃止法案を提出！

民主党、日本共産党、維新の党、社会民主党、生活の党と山本太郎となかまたちの野党5党は、19日午前、党首会談が開催されました。会談では、①安保関連法（戦争法）廃止と集団的自衛権容認の閣議決定の撤回、②安倍政権の打倒をめざす、③参院選などで与党を少数に追い込むことで合意されました。具体化のための幹事長・書記局長協議を行うことも確認されました。

志位和夫日本共産党委員長は会談の中で、「国民連合政府構想」を共同の前提条件にせず、野党協力の協議に臨むことを表明しました。

会談をうけ、5党は、戦争法（安保関連法）を廃止する2法案—武力攻撃事態法など10本を一括した「平和安全法制整備法の廃止法案および、「国際平和支援法」の廃止法案—を衆議院に共同提出しました。を確認、会談後国会に提出しました。

廃止法案の提出によって、戦争法の強行「成立」から5ヵ月となったこの日新たなステージを迎え、廃止を求める運動に弾みがついています。

政府 戦争法「施行」3月29日にも

NHKの報道によれば、政府は3月29日に施行する方針を固めました。

本日18時30分～議員会館前

「安保法制(戦争法)廃止法案を国会へ！

2・19 国会議員会館前集会[2・19@国会]

戦争させない・9条壊すな！総がかり行動実行委員会が呼びかける「19日行動」の2月の行動は、党首会談がひらかれ、廃止法案が提出されたこの日、国民の意思をさらに盛り上げ、廃止の決意を固め合い、野党を後押しする行動として、「安保法制（戦争法）廃止法案を国会へ！2・19国会議員会館前集会 [2・19@国会]」として取り組みます。

国会を包囲しましょう。

3月には、「戦争法を廃止へ 安倍内閣は退陣を 3・19日比谷野音集会&銀座パレード/19日行動 [3・19@日比谷]」（3月19日・土13時30分～日比谷野外音楽堂で集会、14時30分から銀座パレード）を予定しています。

3月15日の全国一斉街頭宣伝行動は、「2000万人署名東京50駅・全国主要駅一斉街頭宣伝アクション」として取り組みます。

3月29日の戦争法施行にあたっては、同日国会正門前を中心に国会行動が予定されています。

市民連合は総がかり行動実行委員会と共催で2月26日、なかのZERO大ホールを会場に、「シンポジウム 野党共闘で戦争法廃止へ！2・26集会」を開催します（18時30分～20時30分）。

2月21日は、14時から、辺野古新基地建設ストップ首都圏アクション国会包囲です。

憲法審査会傍聴記録

参議院憲法審査会 二院制をテーマに参考人質疑 17日 緊急事態条項や解釈改憲、安保法制の問題点も論議 自民党丸山議員の「黒人、奴隷がアメリカの大統領」発言も

2月17日、参議院憲法審査会が開かれ、二院制について2人の参考人から意見を聞き、質疑を行いました。参考人は、大東文化大学大学院法務研究科教授の浅野善治氏と、千葉経済大学特任教授の荒井達夫氏の2氏。

浅野氏は元衆議院法制局副部長。昨年6月下旬に朝日新聞が行った憲法学者ら209人にアンケートでは、安保関連法案は「憲法違反にあたらぬ」と回答し、9条の改憲も主張している人物です。同氏は、参議院として重視する役割として、政局に左右されない政策審議を行うために、政党よりも人物中心の選挙制度が必要などと述べ、安保法制を例に、安倍政権の責任追及、政府提出法案の賛否ではなく、安全保障政策の審議こそ参議院の役割だなどと述べました。

荒井達夫氏は、参議院憲法審査会事務局首席調査員を務め、人事院、参議院法制局・調査室にも在籍していました。同氏は、国会は国権の最高機関として政府と官僚機構が法を誠実に執行するように見張る立場にあり、強い内閣には強い国会が不可欠で、国会の行政統制を見直すべきだとして、参議院に行政監視調査局を置くべきだと述べました。

審議は参考人への自由質疑ということですのですすめられました。以下特徴的な質疑を紹介します。

◇自民党赤池誠章議員は、緊急事態での緊急集会の規定について質問。浅野参考人は、「憲法に何にも規定がなくても政府は行動せざるを得ないわけですから、それもやむなしとするか、それはそういったことも含めて事前に整理をしておいた方がはるかに望ましいんじゃないかなと思っており、緊急事態条項を憲法に明記することが望ましいと答弁。

また18歳選挙権をふまえて、憲法及び政治教育をどう考えるのかを2人に質問。

浅野参考人は、「一番危惧しなきゃいけないことは、日本国憲法がどのようにして作られたかということについての実感がないということが大きなポイント」だとして、「しっかり教育をして、憲法というのは自分たちが作るものだということをしっかり教育しておく必要がある」と答え、荒井参考人は、「主権在民の徹底をきっちりやっていくべきだ。それが無い限り憲法というのはあり得ない、それを徹底していくのが民主主義の過程であると思う」と答えました。

◇日本共産党仁比聡平議員は、荒井参考人に、①憲法の最高機関性をどう考えるべきなのか、②参議院の憲法保障機能と議会拒否権制度の研究という点で、委任政令の統制の在り方が問題であり、特に災害対策基本法、特定秘密保護法を挙げている問題意識について質問しました。

荒井参考人は、第一の点は、政治的美称説などと言ったがために国権の最高機関というものがど

んどん意識されなくなってしまった。今大事なのは、憲法を誠実に執行するという事で、そのために参議院はできることがあるのではないかと思う。第二の点では、強い内閣には強い国会が対応しなければならないという点から、議会拒否権制度を研究しなきゃいけない。内容としては委任政令の統制というのが非常に重要になってくるだろうと思う。また非常事態に対応するためには、通常時から強い国会であらねばならぬと思う。そこのところの研究が必要で、そうでなければ、人権保障ということがものすごくおろそかになる。精神的自由、報道の自由とかというものは、これは絶対に（侵しては）いけないというのが私の思いであり、そのために議会拒否権というのは検討されるべきではないか、と答えました。

仁比議員は、非常事態法制について憲法を明文改憲する必要は全くないと主張し、質問を終わりました。

◇民主党小西洋之議員は、まず、浅野参考人のレジメにあった安保法制について、「政府提出法案の賛否ではなく安全保障政策の審議の重要性」と言っていることに対し、衆議院よりも劣る議論しかしていないというような認識なのかと指摘したうえで、荒井参考人に次の点を質問しました。

①平成26年6月11日、国民投票法の改正のときに「第6項、政府にあっては、憲法の解釈を変更しようとするときは、国会での審議を十分に踏まえること」という附帯決議がある。7月1日の政府の解釈変更は、この附帯決議、国権の最高機関の附帯決議に違反し、国会が持つ憲法監視機能を侵害しているものというふうに考えていいか。②憲法審査会の規程上、安保法制、解釈変更について憲法審査会は議論する任務があるという理解でいいか。

荒井参考人は、第一について、（どちらともいえないとしつつ）主権は国民にあり、主権者が定めた憲法に基づき内閣と国会は権限を与えられているのであるから、内閣と国会は国民に対して憲法の誠実な執行を行う義務を負っているということ、これが憲法尊重義務であって、立憲主義に基づく内閣と国会の義務と私は考える」と答えました。そして、集団的自衛権の行使というのが憲法上一切許されないというは、政府の一貫した解釈であり、集団的自衛権の行使を認めるためには憲法の条文改正が必要であるということは国会を通じた国民の了解事項となっていたと私は思う」と述べました。内閣が憲法解釈の変更によって集団的自衛権の行使を認めるというのはこれを否定することになるのではないかと、そして、憲法の解釈変更を前提として法改正でよいとするやり方を取ることは憲法事項を法律で済ませようとするものになってしまうのではないかと、集団的自衛権の行使を認めるためには憲法の条文改正が必要であるという国民の了解に反するのではないかと、さらに、憲法尊重擁護義務に反して集団的自衛権を認める安保関連法を国会が可決したことは、憲法違反になってしまうのではないかとこれまでも述べてきたと答弁しました。第二の点について、憲法審査会は、常に憲法とは何かということから議論しなければならず、憲法の基本原理に関わるような話というのは、どういう立場に立とうと徹底して議論しない限り、憲法改正の話というのは出てきようがないだろうというのが私の意見だと強調しました。

自民党丸山和也議員（参院憲法審査会幹事）が暴言

丸山和也議員は参考人への質問で、例えば日本がアメリカの第51番目の州になれば、集団的自衛権、安保条約も全く問題にならない、拉致問題も起こっていないなどと述べ、オバマ大統領に関して「いまアメリカは黒人が大統領になっているんですよ、黒人の血を引く。これは奴隷ですよ、はっきり言って。（略）まさかアメリカの建国あるいは当初の時代に、黒人、奴隷がアメリカの大統領になると考えもしなかった」と発言しました。

丸山氏はその後記者に取り消しましたが、言葉は戻るわけではありません。

深刻な人種差別の暴言であり、陳謝、議事録削除で済まされる問題でないことは明らかです。

自民党議員、安倍チルドレンの一連の不祥事を上塗りする事件であり、議員の資格にもかかわる重大な発言です。

《憲法会議が呼びかける戦争法廃止のスローガン》

私たちの目標は「戦争法廃止」

そのために私たちは今、

◇2000万人統一署名を推進しています。

◇野党に、強く求めます。

○戦争法の憲法違反性、現実的危険性などについて、今国会のなかの論戦を通じ、国民に広く知らせてほしい

○「戦争法廃止法案」を共同して提出すること

○参院選に向け、真剣な政党間協議を開始し、合意をつくること

そして、

◇参院選では野党共闘の勝利で自民・公明などを少数に！

市民は団結！ 野党は共闘！

※国会や政党本部、議員事務所へも、

全国各地で政党、議員の地元事務所へも、

訪問・面接や手紙、電話、ファックス、メールなどで働きかけましょう！！